

2 みなし登録電気工事業者（建設業者）の届出事項の変更届出手続（法第34条）

みなし登録電気工事業者は、電気工事業開始通知時の届出事項に変更が生じたときは、その旨を届け出た都道府県知事（場合によっては、経済産業大臣又は産業保安監督部長）に、届け出なければなりません。

また、建設業法第3条第1項の許可を取得し、5年の有効期間を経過後、建設業法第3条第3項の更新を受け、引き続き電気工事業を営む場合は「5年の更新」を行う必要があります。更新手続は、**届出事項の変更届出手続**により「許可を受けた年月日」及び「許可番号」の変更として行います。

なお、次に主な変更届出事項や添付書類等を掲げていますが、変更の内容が相互にふくそうする場合や事例にない変更事項も想定されますので、詳細は、山口県産業政策課へお問い合わせください。

（1） 変更等があった場合に必要な届出書類（手数料は不要です。）

ア 電気工事業に係る変更届出書 …………… 様式第29号（91ページ）

イ 添付書類

次表の変更届出が必要な場合の区分ごとに掲げる添付書類

（2） 届出の期限

変更があったとき、**遅滞なく**

（3） 提出先 山口県産業政策課

変更届出が必要な場合	個人	法人
ア 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号の変更	(個人・法人共通) 建設業の許可期間は5年ですから、5年ごとに変更届出手続が必要となります。 添付書類：「建設業の許可について」(通知)の写し 建設業者として行う電気工事業の届出受理書 (以下この項において、「届出受理書」という。)	
イ 氏名又は名称の変更	A 氏名の変更の場合 添付書類：届出受理書 建設業許可変更届出書の写し	a 名称変更の場合 添付書類：届出受理書 建設業許可変更届出書の写し
ウ 住所の変更	A (個人・法人共通) <u>市町村合併に伴う</u> 住居表示の変更の場合 <u>手続きは不要です。</u> なお、届出受理書に記載された住所については、変更等の手続きの際に書換えを行います。 B A以外で、届出受理書に記載されている住所地の変更の場合 (住居表示の変更の場合を含む。) 添付書類：届出受理書 建設業許可変更届出書の写し	b A以外で、届出受理書に記載されている住所地の変更の場合 (住居表示の変更の場合を含む。) 添付書類：届出受理書 住居表示変更証明書 建設業許可変更届出書の写し
エ 営業所の名称の変更	A 通称名称の変更の場合 添付書類：建設業許可変更届出書の写し (注) 通称名称の例 ○○電工 △△電設	a 届出受理書に記載されている名称(営業所である場合)を変更する場合 添付書類：届出受理書 建設業許可変更届出書の写し b 届出受理書に記載されていない営業所の名称を変更する場合 添付書類：建設業許可変更届出書の写し
オ 営業所の所在地の変更	① 届出受理書に記載されている営業所の所在地の変更の場合 A (個人・法人共通) <u>市町村合併に伴う</u> 住居表示の変更の場合 <u>手続きは不要です。</u> なお、届出受理書に記載された住所については、変更等の手続きの際に書換えを行います。 B A以外で、住居表示の変更の場合 添付書類：届出受理書 建設業許可変更届出書の写し C A又はB以外で、届出受理書に記載されている住所(営業所である場合の所在地)の変更の場合 添付書類：届出受理書 建設業許可変更届出書の写し	b A以外で、住居表示の変更の場合 添付書類：届出受理書 住居表示変更証明書又は 建設業許可変更届出書の写し c A又はb以外で、届出受理書に記載されている住所(営業所である場合の所在地)の変更の場合 添付書類：届出受理書 建設業許可変更届出書の写し
	② 届出受理書に記載されていない営業所の所在地の変更の場合 A 添付書類：建設業許可変更届出書の写し	a 添付書類：建設業許可変更届出書の写し

変更届出が必要な場合	個人	法人
カ 営業所の新增設を行う場合	個人・法人共通 添付書類：Ⅲ－１－（２）－イ（２８ページ）の添付書類 建設業許可変更届出書の写し （ただし、「建設業の許可について（通知）」の写しは不要です。）	
キ 営業所の廃止を行う場合 （二か所以上の営業所のうち一か所以上の営業所を廃止する場合）	A 届出受理書に記載されている営業所を廃止する場合 添付書類：届出受理書 建設業許可変更届出書の写し	a 届出受理書に記載されている営業所を廃止する場合 添付書類：届出受理書 建設業許可変更届出書の写し
	B 届出受理書に記載されていない営業所を廃止する場合 添付書類：建設業許可変更届出書の写し	b 届出受理書に記載されていない営業所を廃止する場合 添付書類：建設業許可変更届出書の写し
ク みなし登録電気工事業者のままで電気工事の種類を変更する場合（「一般用電気工作物等」を「自家用電気工作物」に、「一般用電気工作物等及び自家用電気工作物」を「自家用電気工作物」に変更する場合は、みなし通知業者の手続によってください。）	個人・法人共通 A 「一般用電気工作物等」を「一般用電気工作物等及び自家用電気工作物」に変更する場合 （主任電気工事士が第２種電気工事士免状所持者の場合は、従業員等に第１種電気工事士免状所持者が必要です。） 添付書類：届出受理書、備付器具調書 従業員等の雇用証明書及びその者の第１種電気工事士免状の写し （主任電気工事士が第２種電気工事士免状所持者の場合）	
	B 「一般用電気工作物等及び自家用電気工作物」を「一般用電気工作物等」に変更する場合 添付書類：届出受理書	
ケ 主任電気工事士等を変更する場合	個人・法人共通 添付書類：Ⅲ－１－（２）－イ（２８ページ）のうち主任電気工事士等に係る添付書類	
コ 主任電気工事士等の免状の種類を変更する場合 （免状の種類を第二種電気工事士免状から第一種電気工事士免状に変更する場合をいう。）	個人・法人共通 添付書類：第一種電気工事士免状の写し	
サ 法人の代表者を変更する場合		a 法人の代表者を変更する場合 添付書類：建設業許可変更届出書の写し

Ⅲ みなし登録電気工事業者（建設業者）が行わなければならない諸手続

1 みなし登録電気工事業者（建設業者）が電気工事業を行う場合の届出手続

（法第34条）

建設業法第3条第1項の許可を受け、電気工事業を開始したときは、遅滞なくその旨を都道府県知事（場合によっては、経済産業大臣又は産業保安監督部長）に、届け出なければなりません。

なお、建設業法第3条第1項の許可の有効期間が5年であることから、引き続き、建設業法第3条第1項の許可を受け電気工事業を営む場合は、「5年の更新」の届出を5年ごとに行ってください。

〔注意〕 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けただけで、電気工事業を開始し、法第34条第4項の届出をしていない業者は違反になりますから、電気工事業開始届出書を早急に提出しなければなりません。

（1）届出書の提出先

I－1－（1）（9 ページ）に同じ

（2）届出に必要な書類（手数料は不要です。）

（提出書類）

ア 電気工事業開始届出書 …………… 様式第28号（90 ページ）

イ 添付書類

添 付 書 類	様 式 番 号	ページ
「建設業の許可について（通知）」の写し（注1）		
誓約書（主任電気工事士に関するもの）（注2）	様式第4号	68
主任電気工事士の雇用証明書（注3）	様式第5号	69
主任電気工事士等実務経験証明書（注4） （みなし登録届出者の従業員等である場合）	様式第6号	70
主任電気工事士等実務経験証明書（注4） （他の電気工事業者の従業員等であった場合）	様式第7号	71
主任電気工事士等の電気工事士免状の写し（注5）	様式第8号	72
備付器具調書（注6）	様式第12号	73
登録電気工事業者登録証（登録電気工事業者である場合に必要）		